

# 令和6年度第9回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年10月28日（月）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

## 開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第20号 教育長職務代理者指名の件

日程第5 報告第21号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第6 報告第22号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第7 報告第23号 9月5日提供の学校給食の件

日程第8 報告第24号 図書館線上開館実施結果の件

日程第9 議案第34号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件（非公開）

## 閉 会

日程第4

報告第20号

教育長職務代理者指名の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）第13条第2項の規定に基づき、令和6年10月1日付けで鳥本和宏委員を教育長職務代理者に指名したので、報告します。

令和6年10月28日提出

茅室町教育委員会教育長 程野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

日程第 5

報告第 21 号

### 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 10 月 28 日提出

茅室町教育委員会教育長 程野 仁

# 令和6年度就学援助認定総括表(10月認定者)

(令和6年10月1日現在)

申請世帯	1世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	1世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	1世帯
経済的困窮世帯	世帯
児童扶養手当受給世帯	世帯
生活保護廃止世帯	1世帯
町民税非課税・減免世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活福祉資金貸付世帯	世帯
不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	世帯

## ◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校	1			1
芽室西中学校				0
合計	1	0	0	1

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

## ◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

## ●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

# 令和6年度就学援助認定総括表

(令和6年10月1日現在)

申請世帯	115	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	107	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	107	世帯
経済的困窮世帯	34	世帯
児童扶養手当受給世帯	67	世帯
生活保護廃止世帯	2	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

## ◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	115	107	6	0	10.2

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	7	11	11	8	17	68
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	7	4	3	6	28
芽室南小学校							0
合 計	17	12	18	15	11	23	96

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	14	13	16	43
上美生中学校	2		1	3
芽室西中学校	2	2	6	10
合 計	18	15	23	56
			合計	152

## ●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合 計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合 計	2	1	0	3
			合計	11

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	6	6	6	1	8	35
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	10	10	9	3	10	52

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	8	11	24
1		1	2
2	1	6	9
8	9	18	35
			合計
			87

## ○要保護の停止・廃止

芽室小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
	3年	1人
上美生中学校	1年	1人

## ○町民税非課税・减免

芽室小学校	1年	1人
	4年	1人
	5年	1人
	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	2年	1人

## ○国民年金保険料免除

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

○学校教育法（関係条文抜すい）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に  
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(平一九法九六・追加)

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

茅室町に居住し、茅室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

#### イ 紙与所得者以外の者の場合

「所得金額」を紙与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

#### 3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

### 第4 認定の取扱

#### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

#### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

#### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30日決定）

日程第 6

報告第 22 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 10 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年6月17日条例第16号

(貸付対象者)

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- (1) 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- (2) 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- (3) 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

(貸付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 7

報告第 23 号

9月 5 日提供の学校給食の件

十勝管内的一部の学校で確認された、学校給食うどん品質劣化に関連した対応について、報告します。

令和 6 年 10 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

## 資料 1

### 9月5日提供の学校給食について

#### 1 原因究明と調査結果

##### ① 微生物検査

検査機関による検体（茹で麺）の調査結果から、微生物の増殖やカビによる変色の可能性は低いとされたが、淡紅色物質の特定には至らなかった。

大腸菌群、黄色ブドウ球菌は陰性の結果であり、衛生管理や洗浄不足による汚染ではないとされている。

##### ② 釧路保健所による調査

9月10日釧路保健所が立入調査を行い、製造工程及び設備・調理器具等の衛生状態に不備はなく問題となる所見はないとの結果である。

##### ③ 製造工程の確認

製造から納品までの工程中の冷却温度・保管温度・検品に不備があったとは考えにくいが、記録管理が不十分であり証明することができないことから、今後の改善を課題としている。

#### \* 製造会社として

変色・異臭の原因については明確な原因は断定できないものの、再発防止に向けて衛生管理を強化し安心安全な製品を提供する取組み・改善を次とおり行う。

#### 2 改善対策

① HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を構築し「安心・安全な製品づくり」に取組み、事故を未然に防ぐ。

② 製造品の科学的根拠を確認するため微生物検査の実施。（半年毎）

③ 納品する製品は消費するまでサンプリングを実施する。

④ 麺の茹で釜・すすぎ釜の入替えにより製造工程のオートメーション化を図る。（10月中に実施）

- ⑤ 製品を冷蔵庫内で冷却する際の番重を網目状の番重に交換し、速やかに効率よく冷却ができるよう改善済みである。
- ⑥ 急速冷蔵専用の冷蔵庫の導入を検討中。
- ⑦ 製造過程で使用する機具（ホース等）を交換。（実施済み）  
洗浄剤及び殺菌方法の検討を専門業者へ依頼中。
- ⑧ 異物混入防止対策としてAI検品機やエックス線の導入。（2025年予定）

### 3 今後について

淡紅色物質の特定には至らなかったが、製造業者から提示された改善点や衛生管理基準の強化、釧路保健所の検査結果などを総合的に考慮した上で茹で麺の発注を11月より再開する方向で献立を作成したい。

- ① 納品後と配食の際の目視による点検強化
- ・給食センター及び学校配食室の温度管理の徹底
- ・製造業者との連携強化
- ② 学校への周知  
校長会・教頭会で経緯を説明し、保護者への文書の配布を依頼する。
- ③ 保護者への周知  
経過を文書で報告し、茹で麺を使用した献立の再開について周知する。

給食第49号  
令和6年10月28日

保護者各位

芽室町教育委員会教育長 程野仁

学校給食における茹で麺の提供再開について（お知らせ）

日頃より、学校給食の提供に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、十勝管内的一部学校において、給食のうどんの品質劣化が確認されたことを受け、先月より茹で麺（うどん・ラーメン）の提供を見送っていましたが、保健所による製造工場への立入り調査でも製造工程や衛生管理に問題はないことが判明するとともに、当該業者の衛生管理の強化策等が明確になったことから11月より茹で麺の献立を再開することいたします。

なお、他市町で茹で麺に変色等があった件につきましては、検査機関による調査でも明確な原因は特定できず原料由来のものであると推測され、微生物、細菌やカビ等の検査結果では食中毒を引き起こす菌の検出はありませんでした。加えて、芽室町が給食で提供している茹で麺の原材料である小麦粉は、変色等があった他市町とは別のものを使用していることを申し添えます。

今後もより一層、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

記

1 提供開始日 11月28日（木）

2 献立（予定） みそラーメン

3 その他の 茹で麺の提供については、給食センターにおいても温度管理の徹底と配食時の目視点検を継続して実施します。

※ご不明な点がありましたら芽室町学校給食センター（62-4498）までご連絡ください。

（教育推進課給食係）

日程第8

報告第24号

図書館繰上会館実施結果の件

図書館繰上会館実施結果の件について、報告します。

令和6年10月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## 図書館繰上開館実施結果

1 目的 小中学校長期休業期間の児童生徒の利用促進と居場所作り

2 内容 期間午前10時の開館時間を午前9時に繰りあげる。

(木曜日の閉館時間を午後8時から午後7時に繰りあげる。)

令和4年度利用者アンケートで開館時間を早くして欲しいとの意見が寄せられたほか、長期休業中の子どものために開館時間を繰り上げてほしいとの声もあり実際にどのくらいの利用があるのか、子どもたちの利用状況はどうかを検証するため試行的に実施した。

3 実施期間 令和5年度冬季休業期間（令和5年12月23日～令和6年1月14日）

令和6年度夏季休業期間（令和6年 7月27日～令和6年8月25日）

### 4 統計

	令和5年度冬季休業期間	令和6年度夏季休業
実施日数	14日間	25日間
午前9時台貸出利用者数	46人	101人
（うち小中学生以下）	（4人）	（16人）
午前9時台貸出冊数	144冊	258冊
（うち小中学生以下）	（4冊）	（30冊）
参考 全利用者数	1,780人	2,717人
参考 全貸出冊数	8,194冊	11,171冊

5 実施総括 午前9時台の小中学生の利用は少ない結果となった。利用0人の日が冬季休業14日中11日、夏季休業25日中18日であった。逆に小中学生の利用の多い時間帯は、冬は午後2時台、3時台、夏は午後3時台、4時台であった。子どもセンター等の児童施設に通う子どもたち以外は、宿題、課題、自由研究等を1日の初めに済ませてから外出する風潮が今もなお根強いものではないか思われ、冬は降雪や寒さで動きが遅くなることも早い時間の活動につながらない原因であると思われる。

6 今後について エアコンが設置されて夏場に快適に過ごせる公共施設としての利用価値や統計の振り返りを考慮し、これから継続するかを検討していく。

日程第9

議案第34号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件（非公開）

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則第5条の規定に基づき、授業料の一部を補助しようとするものであります。

令和6年10月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## ○芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則

平成7年2月22日教委規則第5号

### 芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則

#### (目的)

第1条 この規則は、私立高等学校に在学させている世帯の保護者に対し、授業料の一部を補助することにより、教育機会の確保と保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

#### (補助対象者)

第2条 授業料の補助を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき芽室町の住民票に記載されている者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 私立高等学校に在学させている世帯の保護者であること。
- (2) 経済的理由により、授業料の納付が困難な世帯の保護者であること。

2 前項第2号の基準は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額により算出した額が154,500円未満の世帯であること。

#### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、生徒1人につきその在学する私立高等学校の授業料から、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条の規定に基づく高等学校等就学支援金の額及び北海道が実施する私立高等学校授業料軽減制度の規定に基づく補助金額その他これらに類するものの額を控除した額とし、次の額の範囲内とする。ただし、当該年度に支給する補助金の額は、予算の範囲内とする。

- (1) 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額により算出した額が154,500円未満の世帯 1人 月額3,000円以内

#### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、芽室町私立高等学校生徒授業料補助申請書（第1号様式）を、町長に提出しなければならない。

#### (補助の決定)

第5条 町長は前条に規定する補助金の交付申請があった場合は、教育委員会での内容審査に基づき、補助することが適正と認めたときは、授業料補助決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第6条 補助金は、補助決定となった世帯の保護者からの預金口座振込申出書（第3号様式）の提出により、口座へ振り込むものとする。

（補助金の停止）

第7条 補助金の交付決定を受けた者が第2条の要件を欠くに至ったときは、速やかにこの旨を町長に届出なければならない。

- 2 町長は、前項に規定する届出があった場合は補助金の交付を停止するものとする。  
この場合、交付する補助金は、第2条の要件を欠くに至った日の属する月分までとする。

（補助決定の取消し）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合には、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条第1項に規定する届出を怠ったとき。  
(2) その他補助することが不適当と認められる事実があったとき。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日教委規則第3号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日教委規則第14号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。